

社会的インパクト評価検討ワーキング・グループ運営要領（案）

社会的インパクト評価検討ワーキング・グループ(以下「WG」という。)の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. WGの主査は、必要に応じ、外部有識者その他関係者の出席を
求めることができる。
2. 会議は原則として非公開とする。
3. WGの配付資料、議事要旨は、原則として公表する。ただし、
主査が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事要旨の全部ま
たは一部を公表しないものとするができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、WGの運営に関する事項は、
主査がWGに諮り、定める。

(以上)